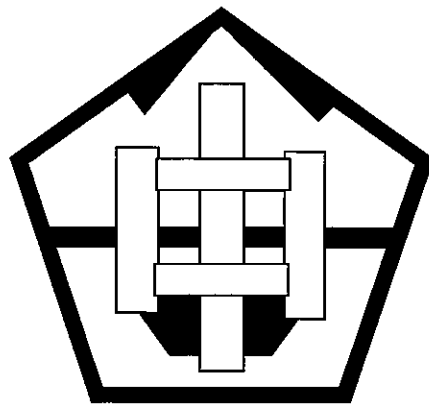


保 存

横浜市立小山台中学校

P T A 規 約



令和 6 年度改定版

横浜市立小山台中学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第1条 (名称) この会は横浜市立小山台中学校PTAと呼び、同校内（横浜市栄区小山台1丁目14番1号）に事務所を置く。
- 第2条 (目的) 保護者と教職員が一体となり、未来を担う個性豊かな生徒の育成と、教育環境の充実に努める。
- 第3条 (方針) 前条に掲げた目的のために活動し、営利や政治的、宗教活動に利用しない。
- 第4条 (会員) 会員は横浜市立小山台中学校生徒の保護者と教職員とする。会員は第6条の規定による会費を納入する。

第 2 章 会費と会計

- 第5条 経費は会費とその他の収入を当てる。また経理は総会で決定した予算に基づいて行う。
- 第6条 会費は月額400円（1世帯）とする。
- 第7条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 3 章 役員及び役員会

- 第8条 この会には次の役員を置く。
- 1 会 長 1名（保護者）
 - 2 副会長 2名（保護者）
 - 3 書 記 3名（保護者2・教職員1）
 - 4 会 計 3名（保護者2・教職員1）
- 但し、校長、副校長は役員として処遇する。
- 第9条 役員を選出は次の通りとする。
- 1 役員は推薦委員会が次年度会員の中から推薦し、会員の承認を得る。又、総会において議長が必要と認めた場合には、議長が選挙管理委員長を兼務し、無記名投票により役員及び会計監査を選出することができる。
 - 2 教職員の書記・会計は校長が定期総会で報告する。
 - 3 会長が欠員になったときは副会長が昇格し、会長以外の役員の場合は、実行委員から補充する。任期はどちらも前任者の残任期間とする。
 - 4 役員任期は一期1年とする。
- 第10条 役員の仕事は次の通りである。
- 1 会長は会を代表し、会務を総括し、総会、実行委員会、役員会を招集する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
 - 3 書記は会議の記録や会員への通知などの庶務を行う。
 - 4 会計はこの会の経理事務一切を取り扱う。

第11条 役員会は必要の都度会長が招集し、会務の遂行に必要な協議を行う。又、会長が必要と認めた場合は、拡大役員会として役員以外の出席を認める事ができる。

第 4 章 会計監査

第12条 会計監査を2名（保護者）置き、その年度の会計を監査し、結果を定期総会に報告する。

第13条 会計監査の選出と任期は役員と同じとするが、他の役員と兼務できない。

第 5 章 総会

第14条 総会は全会員で構成する最高議決機関である。

第15条 総会には定期総会と臨時総会とがある。

定期総会は年度初めに開催し、年度活動目標・計画及び報告、年度予算及び決算、その他の事項に関する審議並びに承認を行う。

第16条 総会は会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の過半数の同意が必要である。

第17条 臨時総会は会員の5分の1以上から要求があったとき、又は実行委員会で必要と認めたとときに開くことができる。

第 6 章 実行委員会

第18条 実行委員会は、役員及び各委員で構成し、必要に応じて開く。

第19条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 1 この会の目的達成のために活動計画と予算を立案、審議する。
- 2 総会に提出する報告書を作成する。
- 3 必要なときは特別委員会を設ける。
- 4 役員等に欠員を生じたとき補充する。
- 5 細則を制定し、また改廃できる。
- 6 その他必要ある事項を処理する。

第20条 実行委員会の議決は出席者の過半数の同意が必要である。

第 7 章 委員会

第21条 この会の活動に必要な事項について企画運営する。

各委員会の構成及び活動については細則で定める。

第22条 特別の事項について必要のあるときは特別委員会を設け、その任務を終了したときに解散する。

第 8 章 推薦委員会

第23条 役員及び会計監査委員候補者を選出するときには推薦委員会を置く。

- 1 推薦委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。
- 2 推薦委員会はその任務を終了したときに解散する。

第 9 章 規約の改廃

第24条 この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成で改廃できる。改廃案は、あらかじめその内容を会員に通知しておかなければならない。

第25条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は細則を制定、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

[付則] この規約は、昭和58年 7月 8日から実施する。

昭和61年 5月23日一部改定

昭和62年 2月26日一部改定

平成 3年 2月25日一部改定

平成 4年 2月21日一部改定

平成 8年 3月 6日一部改定

平成18年 3月 7日一部改定

平成23年 5月 2日一部改定

平成30年 4月 23日一部改定

細 則

第 1 章 実行委員会

- 第 1 条 各委員会は次の方法で選ばれた委員と教職員で構成する。
- 1 学年委員会 学年委員は各学級の保護者から必要数（学級数の 2 倍程度）選出し、正・副委員長を置く。学年委員は実行委員を兼ねる。
 - 2 校外委員会 校外委員は各学級の保護者から必要数（学級数程度）選出し、正・副委員長を置く。校外委員は実行委員を兼ねる。
 - 3 専門委員会 専門委員会にはその年度の活動目標に応じた委員会を置き、各正・副委員長を置く。
- 第 2 条 各委員会の任務
- 1 学年委員会 学年委員は教職員と協力して保護者との親睦をはかり話し合った意見や提案などを実行委員会に報告する。
 - 2 校外委員会 学校と家庭と地域の連携により、生徒の健全な育成をはかるための活動をする。
 - 3 専門委員会 年度初めに役員と専門委員が話し合い決定した活動目標に応じた委員会を作り、活動する。

第 2 章 推薦委員会

- 第 1 条 推薦委員会の構成と運営は次の通りである。
- 1 推薦委員は各学級の保護者から必要数（学級数程度）選出する。 推薦委員会は推薦委員と副校長で構成する。
 - 2 推薦委員会は委員の互選で正・副委員長を選び、委員会の発足と委員氏名を全会員に通知した後、選出する役職を公示し、立候補及び推薦を受け付けなければならない。
 - 3 推薦委員会は次年度の役員と会計監査の立候補者及び推薦者を含めて選考し、本人の同意を得てその氏名を会員に通知し、会員の承認を得る。
 - 4 推薦委員は役員と会計監査の候補者にはなれない。しかし、推薦委員を辞任した場合にはこの限りでない。

平成 25 年 3 月 6 日一部改定

平成 27 年 4 月 17 日一部改定

平成 30 年 4 月 23 日一部改定

令和 元 年 9 月 2 日一部改定

令和 5 年 1 月 11 日一部改定

P T A 慶弔及び旅費内規

1 慶事関係

(1) 教職員の結婚	5千円
(2) 教職員の転退職	記念品

2 弔事関係

(1) P T A 会員（保護者、教職員）及び生徒	1万円と花輪か生花
(2) 教職員の家族（父母、配偶者、子供）	5千円

3 その他

- (1) 教職員及び実行委員の傷病による入院（7日以上） 5千円
- (2) 上記以外で特別に必要と認めた場合は役員会で審議する。但し緊急を要する場合は会長の決裁による。
- (3) 慶弔に対する返礼は一切辞退する。

4 旅費関係

会員が本会を代表して他に出張した場合は、下記により旅費を支給する。
研修、慶弔行事に出席する場合もこれに準じる。

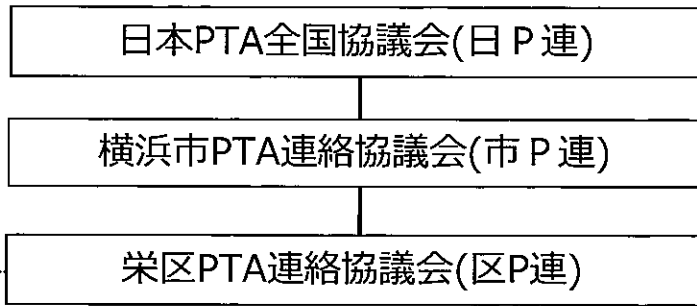
- (1) 交通費（最短距離実費）＋500円（食事代）
但し食事代は1日にわたる場合のみ
- (2) 遠距離の慶弔出席にかかわる旅費支給は5名を限度とする。

5 この内規は昭和59年5月17日から実施する。

平成 4 年 2 月 21 日一部改定
平成 8 年 2 月 13 日一部改定
平成 17 年 3 月 5 日一部改定
令和 18 年 3 月 5 日一部改定
令和 18 年 9 月 6 日一部改定

小山台中学校PTA組織図

※ 市P連常置委員
 ・事業研修委員3名
 ・広報委員2名
 区P連/各校輪番制



区P連

《小学校 14校》

《中学校 6校》

- | | | | | |
|-------|----------|---------|-------|---------------|
| 飯島小学校 | ☆小菅ヶ谷小学校 | 豊田小学校 | 飯島中学校 | 小山台中学校 |
| 笠間小学校 | ☆小山台小学校 | 西本郷小学校 | 桂台中学校 | 西本郷中学校 |
| 桂台小学校 | 桜井小学校 | ☆本郷小学校 | 上郷中学校 | 本郷中学校 |
| 上郷小学校 | 庄戸小学校 | ☆本郷台小学校 | | |
| 公田小学校 | 千秀小学校 | | | |

【小山台中学校区の小学校】

☆印の小学校と日野南小学校（港南区）

単位PTA(単P) 小山台中学校PTA

総 会
PTA会員（保護者・教職員）

役 員 会

- ・会長1名（保護者）
- ・副会長2名（保護者）
- ・書記2名（保護者）+ 1名（教職員） * 校長
- ・会計2名（保護者）+ 1名（教職員） * 副校長

会計監査2名（保護者）

推薦委員会

・推薦委員…必要数（学級数程度）+ 副校長

実行委員会

役
員

学
年
委
員

校
外
委
員

特
別
委
員

実行委員会…年間8回程度

- ・役員
- ・学年委員…必要数（学級数の2倍程度）
- ・校外委員…必要数（学級数程度）
- ・特別委員

P
T
A
会
員

小山台中学校 教育目標

「 未来をたくましく生きる力を 」

- 自 立
- 協 働
- 挑 戦

小山台中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 小山台中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員・各委員会委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、推薦活動

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「小山台中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年4月24日より施行する。